

## 大津市認知症カフェ事業実施業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、「大津市認知症カフェ事業実施業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

(1) 業務名 大津市認知症カフェ事業実施業務

(2) 業務の目的

本事業は、認知症の人が、その人らしい個性を發揮できる場を提供し、介護を担う家族同士がお互いの介護に関する体験談や情報交換を行える場を創出することで、認知症の人や介護者の孤独感の軽減や社会的居場所の確保を行う。また、認知症の人が自身の経験を発信したり意見を述べることができる場を設け、認知症の人が活躍できる機会を提供する。さらに、地域住民や専門職等誰もが気軽に集える場を設け、認知症になつても、認知症の人や家族が安心して慣れ親しんだ地域で生活することができるよう、人や地域のつながりを深めるきっかけづくりを行うとともに、認知症の人並びに家族、地域住民などからの相談を受け、適切な窓口やサービスに繋げる場とする。加えて、今後策定を予定している認知症施策推進計画において、認知症の人の声を聴き、地域の実態や課題を反映させる場としての役割を担う。

(3) 業務内容業務 内容は別紙仕様書のとおり。

(4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 予算額

1カ所当たり 最大336,000円

(送迎及び認知症の人の活躍に向けた取組を希望された場合)

#### 【内訳】

・ カフェ運営に係る委託料

1カ所につき月1回開催／20,000円

(上限：240,000円 消費税額及び地方消費税額を含む)

・ 送迎に係る委託料

1カ所につき月1回／3,000円

(上限：36,000円 消費税額及び地方消費税額を含む)

・ 認知症の人の活躍に向けた取組に係る委託料（上限5カ所）

1カ所につき月1回／5,000円

(上限：60,000円 消費税額及び地方消費税額を含む)

令和8年度委託契約のため、大津市議会における当該予算案の可決を前提としている。仮に当該予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない場合がある。

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 日程

令和8年1月23日（金）	公募開始
令和8年1月30日（金）	質疑受付締切
令和8年2月 5日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和8年2月18日（水）	参加申込書及び企画提案書等の提出締切
令和8年3月13日（金）	審査委員会（書類審査）
令和8年3月16日（月）	審査結果通知

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ⑦にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

- ⑦ 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- ① 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合  
② ⑦又は①と同視しうる関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
② 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等

委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
  - (i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (iii) (i)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出するものとし、次のことに注意すること。

※電子メールの標題を「令和8年度大津市認知症カフェ事業実施業務に係る公募型プロポーザルについて 事業所名/質問者名」とすること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 「14 問合せ先」に記載のある担当窓口
- (4) 回答予定日 令和8年2月5日（木）
- (5) 回答方法 本市ホームページに掲載して回答する。

## 8 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、次に掲げるもののほか、必要に応じて補足資料の提出を求めことがある。

### ア 企画提案書

- (ア) 参加申込書（様式2） 1部
  - (イ) 事業計画書（様式3） 8部
  - (ウ) 見積書（様式4） 1部
  - (エ) 誓約書（様式5） 1部
  - (オ) 定款 1部
  - (カ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
    - (a) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書（写し可）、納税証明書（写し可）等）
    - (b) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し
- （注1）※ 大津市福祉指導監査課で事業所指定がなされ、事業所番号を得ている者は、役員名簿の提出を省略できるものとする。

※実施を希望する保健福祉ブロック（別表1参照）を参加申込書にて選択する。

※1 事業者が複数のブロックに応募することは可能とする。

- (2) 複数ブロックに応募を行う場合

複数のブロックに応募を行う場合は、圏域ごとに「(イ) 事業計画書」を作成し、提出すること。

- (3) 提出期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで

- (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

- (5) 提出先 大津市健康福祉部長寿福祉課

## 9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市認知症カフェ事業実施業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

### (1) 審査委員会の所掌事務

審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

ア 事業者の選定に関すること。

イ その他事業者の選定について必要な事項

### (2) 委員構成 市職員 5名程度

### (3) 審査方法

書類審査を行う。同一ブロックに日常生活圏域数（東部ブロックのみ3か所、それ以外はそれぞれ2か所）を超える応募があった場合は、審査の結果、高得点であった応募者へ委託を行う。

ただし、応募者が日常生活圏域数に満たないブロックが出た場合、16か所（若年性認知症カフェを含む）を上限として、審査委員会の協議により、地域性や開催場所等を考慮したうえで、日常生活圏域数以上の応募があったブロックの応募者に事業を委託することができるものとする。

なお、若年性認知症カフェについては、エリアを限定しない。

認知症カフェ運営をする事業者を選定については後述の基本基準に基づき行う。その上で、認知症の人の活躍に向けた取組を希望された事業者については、別に設ける特別基準にて5社の選定を行う。

### (4) 審査項目

(基本基準) ※認知症カフェ運営をする事業者を選定する審査項目

大項目	評価項目	配点
(1) 実施方法	①実施場所	30
	②開催日程、開設時間及び開催回数	
	③運営スタッフ	
(2) 運営方針	①事業実施により目指す効果	20
(3) 活動内容	①広報	50
	②安全対策・感染症対策	
	③カフェの内容	

(計100点)

(特別基準) ※認知症の人の活躍に向けた取組を実施する事業者を選定する審査項目

大項目	評価項目	配点
(1) 活動内容	①具体的な活動内容等	30

(計30点)

## 1.0 審査結果

### (1) 通知方法 全ての提案者に文書にて通知

### (2) 通知時期 令和8年3月16日（月）に発送予定

## 1.1 提出書類の取扱い

### (1) 提出された全ての書類は、返却しない。

### (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

## 1.2 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 1.3 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 4 問合せ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部長寿福祉課

TEL 077(528)2741 FAX 077(526)8382

E-mail [otsu1456@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1456@city.otsu.lg.jp)

【別表 1】

保健福祉ブロック (担当あんしん長寿相談所)	日常生活圏域
志賀ブロック (小松あんしん長寿相談所) (和邇あんしん長寿相談所)	① 小松、木戸 ② 和邇、小野
北部ブロック (堅田あんしん長寿相談所) (真野あんしん長寿相談所)	③ 葛川、伊香立、真野、真野北 ④ 堅田、仰木、仰木の里、 仰木の里東
中北部ブロック (比叡あんしん長寿相談所) (比叡第二あんしん長寿相談 所)	⑤ 雄琴、日吉台、坂本 ⑥ 下阪本、唐崎
中部ブロック (中あんしん長寿相談所) (中第二あんしん長寿相談所)	⑦ 滋賀、山中比叡平 ⑧ 藤尾、長等、逢坂、中央
中南部ブロック (膳所あんしん長寿相談所) (晴嵐あんしん長寿相談所)	⑨ 平野、膳所 ⑩ 富士見、晴嵐
南部ブロック (南あんしん長寿相談所) (南第二あんしん長寿相談所)	⑪ 石山、南郷 ⑫ 大石、田上
東部ブロック (青山あんしん長寿相談所) (瀬田あんしん長寿相談所) (瀬田第二あんしん長寿相談 所)	⑬ 上田上、青山 ⑭ 瀬田、瀬田南 ⑮ 瀬田北、瀬田東

